

昭和三十年五月二十四日受領
答 弁 第 七 号

(質問の 七)

内閣衆質第七号

昭和三十年五月二十四日

内閣総理大臣 鳩山一郎

衆議院議長 益谷秀次殿

衆議院議員中村高一君提出国産自動車並びに外国自動車の使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中村高一君提出国産自動車並びに外国自動車の使用に関する質問に対する答弁書

(一) 昭和三十年一月七日の閣議において官公庁の使用する乗用車で新たに購入するものはすべて国産車とすることが確認されじ後この方針により外国製乗用車の購入は行わないことになっている。

なお、保有外国製乗用車についても一挙に全部国産車に切り換えることは予算の関係上困難であるが予算の許す範囲内で逐次国産車に切替を行っている。

一例として通商産業本省の例をあげると昭和二十九年度の予算により国産小型車七台を購入し従来使用中の外車八台を整理した。

(二) 御指摘のごとき超小型乗用自動車の生産については、現在すでに業界においても数社が企

画中であり、中には試作車を完成したものもある。

政府としては、かくのごとき業界の動向に即応し新規産業としてこれを育成することにより、関連産業の伸長、国民雇用の増大、技術水準の向上等を促進し、さらに将来においては超小型乗用車工業を輸出産業として発展せしめることを最終目標として、これが可能性につき目下事務的に検討中である。

右答弁する。